

## 法令試験問題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

### 【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×20 = 20点

- (1) 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。  
( )
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。  
( )
- (3) 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。  
( )
- (4) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)  
( )
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。  
( )
- (6) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。  
( )

- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。  
( )
- (8) 貸切バス事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。  
( )
- (9) 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。  
( )
- (10) 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。  
( )
- (11) 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。  
( )
- (12) 事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。  
( )
- (13) 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。  
( )
- (14) 事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。  
( )
- (15) 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。  
( )
- (16) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者について旅客の利便を阻害している事実が認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。  
( )

(17) 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し五年以上の実務経験を有し、かつ、法令で定める講習を五回以上受講した者は、一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者の資格者要件を有する。

( )

(18) 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

( )

(19) 一般旅客自動車運送事業者は許可を受けて、その事業の管理を当該事業を管理するのに適している者へ委託することができる。

( )

(20) 一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。

( )

#### 【選択問題】

次の文章の ( ) の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×17=17点

(1) 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の ( ) の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める ( ) ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、( ) を選任しなければならない。

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離  
サ. 重大な事故 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続  
タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護  
ナ. 乗務員の服務

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、( ) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

ア. 二 イ. 三 ウ. 五 エ. 六 オ. 十

(3) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、( ) かつ懇切な取扱いをしなければならない。

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

(4) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、( ) 以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(選択肢は次のページにあります)

ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日

- (5) 自動車の使用者は、自動車の( )、運行時の状態等から判断した( )に国土交通省令で定める技術上の基準により、( )、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期  
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検  
サ. 状態 シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準  
タ. 丁寧 チ. 走行距離 ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

- (6) 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の( )に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

ア. 乗務員等 イ. 旅客 ウ. 車両

- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業は、点呼を行ったときは、その状況を録音及び録画(電話その他の方法により点呼を行う場合にあつては、録音のみ)して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を( )保存しなければならない。

ア. 六十日間 イ. 九十日間 ウ. 百二十日間

- (8) 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた( )を受けさせなければならない。

ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断

- (9) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を( )選任しておかなければならない。

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 随時

- (10) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを( )保存しなければならない。

ア. 一年間 イ. 三年間 ウ. 五年間

(11) 旅客自動車運送事業者の（ ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条に規定する点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。

ア. 代表者 イ. 運行管理者 ウ. 従業員

(12) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

(13) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

**【筆記問題】**

**1点×3＝3点**

次の文章の（ ）の中にあてはまる語句を回答しなさい。

(1) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。

答. \_\_\_\_\_

(2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（ ）ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

答. \_\_\_\_\_

(3) 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は（ ）を超えないものとする。

答. \_\_\_\_\_

## 法令試験問題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

### 【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×20 = 20点

- (1) 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。(道路運送法第1条)  
( ○ )
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。(道路運送法施行規則第25条)  
( ○ )
- (3) 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。(運輸規則第3条)  
( ○ )
- (4) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)  
(道路運送車両法第61条1項)  
( × )
- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)  
( × )
- (6) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。  
( ○ )

- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条)  
( X )
- (8) 貸切バス事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。(運輸規則第18条)  
( O )
- (9) 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(道路運送法第9条の2)  
( X )
- (10) 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。(運輸規則第28条)  
( X )
- (11) 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。(道路運送法第10条)  
( X )
- (12) 事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第21条)  
( X )
- (13) 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。(運輸規則第37条)  
( O )
- (14) 事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(運輸規則第38条)  
( X )
- (15) 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)  
( O )

- (16) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者について旅客の利便を阻害している事実が認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。(道路運送法第31条)  
( × )
- (17) 一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行の管理に関し五年以上の実務経験を有し、かつ、法令で定める講習を五回以上受講した者は、一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者の資格者要件を有する。(運輸規則第48条の5)  
( × )
- (18) 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)  
( ○ )
- (19) 一般旅客自動車運送事業者は許可を受けて、その事業の管理を当該事業を管理するのに適している者へ委託することができる。(道路運送法第35条)  
( ○ )
- (20) 一般貸切旅客自動車運送事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。(道路運送法95条)  
( × )

**【選択問題】**

次の文章の ( ) の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×17=17点

- (1) 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の ( オ ) の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める ( タ ) ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、( イ ) を選任しなければならない。(道路運送法第23条)
- ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全  
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離  
サ. 重大な事故 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 点検 ソ. 継続  
タ. 営業所 チ. 公害の防止 ツ. 適切な時期 テ. 公共の福祉 ト. 保護  
ナ. 乗務員の服務
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、( ウ ) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)
- ア. 二 イ. 三 ウ. 五 エ. 六 オ. 十
- (3) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、( ア ) かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則2条)
- ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

(4) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、  
(イ) 以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。(事故報告規則3条)(選択肢は次のページにあります)

ア. 十五日 イ. 三十日 ウ. 六十日

(5) 自動車の使用者は、自動車の(チ)、運行時の状態等から判断した(オ)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(ク)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。  
(道路運送車両法第47条の2)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期  
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検  
サ. 状態 シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準  
タ. 丁寧 チ. 走行距離 ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上

(6) 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の(ア)に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。(運輸規則20条)

ア. 乗務員等 イ. 旅客 ウ. 車両

(7) 一般貸切旅客自動車運送事業は、点呼を行ったときは、その状況を録音及び録画(電話その他の方法により点呼を行う場合にあつては、録音のみ)して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を(イ)保存しなければならない。  
(運輸規則24条)

ア. 六十日間 イ. 九十日間 ウ. 百二十日間

(8) 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(ウ)を受けさせなければならない。(運輸規則38条)

ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断

(9) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を(ア)選任しておかななければならない。(運輸規則35条)

ア. 常時 イ. 必要に応じ ウ. 随時

- (10) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員等台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（イ）保存しなければならない。（運輸規則37条）

ア. 一年間 イ. 三年間 ウ. 五年間

- (11) 旅客自動車運送事業者の（イ）は、事業用自動車の運転者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第二十四条に規定する点呼を行い、報告を求め、指示を与え、記録し、及びその記録を保存しなければならない。（運輸規則48条）

ア. 代表者 イ. 運行管理者 ウ. 従業員

- (12) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（イ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。（運輸規則68条）

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

- (13) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。（道路運送法20条）

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

### 【筆記問題】

1点×3＝3点

次の文章の（ ）の中にあてはまる語句を回答しなさい。

- (1) 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から（ ）を経過してない者であるとき、許可をしてはならない。（道路運送法第7条）

答. 5年

- (2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（ ）ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。（運輸規則第47条）

答. 使用の本拠

- (3) 旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は（ ）を超えないものとする。

答. 4時間